

居住安定援助賃貸住宅認定申請書および添付書類一覧

	認定申請書および添付書類	様式	根拠規定
1	認定申請書	別記様式第二 (システム上で作成)	共管規則第5条
2	居住安定援助賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取り図	任意様式	共管規則第8条第1号
3	居住安定援助のうち共管規則第14条第1号の基準に係るものの内容の概要図	別紙1	共管規則第8条第2号
4	認定を受けようとする者（法人である場合においては当該法人並びにその代表者及び役員を含む。）、合同規則第20条に規定する使用人並びに建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人が法第42条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面	誓約書 (システム上で作成)	共管規則第8条第3号
5	認定を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その代表者及び役員を含む。）が法第42条第1号から第5号までに掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面	誓約書 (システム上で作成)	共管規則第8条第4号
6	居住安定援助賃貸住宅の構造が、合同規則第10条第1号に規定する基準に適合するものであることを誓約する書面	誓約書 (システム上で作成)	共管規則第8条第5号
7	<p>居住安定援助賃貸住宅が昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類で次に掲げるもの。ただし、認定の申請時に居住安定援助賃貸住宅が耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものでなく、かつ、申請前に当該居住安定援助賃貸住宅の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第二条第二項に規定する耐震改修をいう。）の工事を行うことができない特別の事情がある場合において、当該工事の完了後に耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなるときは、当該工事の計画の概要を記載した書面をもって代えることができる。</p> <p>イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断（同法第二条第一項に規定する耐震診断をいう。）の結果についての報告書</p> <p>ロ 既存住宅（建設工事の完了の日から起算して一年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことのある住宅をいう。八及び次条において同じ。）に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項の建設住宅性能評価書</p> <p>ハ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十九条第二号の保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類</p>	任意様式	共管規則第8条第6号
8	認定の申請が基本方針に照らして適切なものであることを誓約する書面	誓約書 (システム上で作成)	共管規則第8条第7号
9	その他市長が必要と認める書類	都度指定	共管規則第8条第8号

法 …住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）

共管規則…国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号）